東自保第　２１号
東自監第１５８号
平成２３年　６月１７日

東北運輸局管内各運輸支局長　殿
（単名各通）

東北運輸局自動車技術安全部長

東北運輸局自動車交通部長

事業用自動車にかかる飲酒運転防止の再徹底について

飲酒運転の防止については、機会あるごとにその徹底を図ってきており、事業用自動車総合安全プラン２００９を受け、東北地域事業用自動車安全対策会議においても飲酒運転根絶を施策実施目標としている。

また、本年５月１日からは、点呼時におけるアルコール検知器の使用等を義務付ける等、飲酒運転根絶に向けて取り組んでいるところである。

しかしながら、今般、当局管内の貨物自動車運送事業者において、運転者が酒気を帯びた状態で事業用自動車を運転し、他車に接触した上にそのまま立ち去るという悪質な事態が発生した。なお、当該運行においては、出庫時の点呼を無資格者が実施し、アルコール検知器を使用せず、運転者が酒気を帯びていたことを見逃しており、確実な対面点呼となっていない事実が確認された。

これらの行為は自動車運送事業の社会的信頼を著しく失墜させるものであり、輸送の安全確保において基本的な事項を遵守していなかったことは誠に遺憾である。

ついては、従業員への飲酒運転防止に関する指導・監督を確実に実施するとともに、適切な点呼が実施できる執行体制等について徹底を図り、輸送の安全に万全を期すよう、貴支局の関係事業者等に対し、特に下記事項について強力に指導されたい。

記

１．自動車運送事業者は、営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持し、点呼時に酒気帯びの有無を確認する際は、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確実な点呼を実施するよう徹底すること。

２．健康診断、適性診断結果等から、飲酒習慣や体質の改善等の指導・教育を強化し、勤務に影響を及ぼす飲酒を禁止するよう徹底すること。

３．運行管理者の補助者が点呼等を実施する場合は、運行管理者の指示に基づき、確実な運行管理業務を実施するよう徹底すること。